

# こま武蔵台自治会会計監査規程

平成16年4月1日制定

第1条 会計監査は、会計についてその実施状況を監査し、誤謬、脱漏の防止を目的とする。

第2条 会計監査は、会長または役員会の指示に基づき随時監査役が実施する。

第3条 会計監査における手続きは、証憑突き合わせ、帳簿突き合わせ、実査、立ち合い確認質問その他適切な手続きを選択し適用する。

第4条 監査役は、監査の結果を書面によって、役員会に報告しなければならない。

第5条 監査役は、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行なうに当たって常に公正不偏の態度を保持しなければならないと共に知り得た事項を会長および役員会の許可なく他に漏洩してはならない。

付則

この規程は平成16年4月1日より発効する。

この規程は平成20年3月31日より発効する